

様式第7号（幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する規則 第18条関係）

幕 住 防 環 第 211号

令和5年10月6日

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23

氏 名 有限会社健勝重建

代表取締役 相澤 政則

令和5年8月30日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義



記

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず（剪定木、流木）、スキ取物（ボサ類）、伐根物
営業所の所在地及び名称		河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社健勝重建
許可期間		令和5年9月29日から 令和7年9月28日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		幕別町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23 有限会社健勝重建
	その他	① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること ② 関係法令を遵守すること ③ 収集車に番号を表示すること